

第 30 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 7 年 5 月 9 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	欠	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	欠
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	欠
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 45 分

- | | |
|---|--|
| <p>1 開会の辞
事務局長(小高秀之)</p> | <p>それでは、第 30 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>2 会長挨拶
会長(伊藤和雄)</p> | <p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 30 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>3 開会の宣言
議長(伊藤和雄)</p> | <p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 11 名でございます。定足数に達しておりますので、第 30 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p> |
| <p>4 議事日程
(日程第 1) 議長</p> | <p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、11 番議席中村正治委員と、12 番議席近藤秀樹委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>(日程第 2) 議長
(日程第 3)
(日程第 4)</p> | <p>それでは、日程第 2 報告第 54 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第 3 報告第 55 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、日程第 4 報告第 56 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> |

事務局	事務局の説明をお願いします。 日程第2 報告第54号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和7年5月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄 管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人1団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。 日程第3 報告第55号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和7年5月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。 今回の案件は、3件、4筆、面積5,502㎡であることを報告します。 日程第4 報告第56号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分) 次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和7年5月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄
-----	--

	農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。 届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。 今回の届出は2件、3筆、1,022㎡です。 ＜1番案件＞の申請地は、員弁町畑新田地内の畑です。 目的は、駐車場用地です。 ＜2番案件＞の申請地は、員弁町御園地内の畑です。 目的は、共同住宅用地です。昭和39年頃から宅地として利用しているため、始末書が提出されております。 議長 報告第54号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。報告第55号については、合意解約による通知を受けたものです。報告第56号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届け出です。 報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。 (日程第5) 議長 続きまして、日程第5 議案第174号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第5 議案第174号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和7年5月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、農業委員会の意
--	--

	見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 中間管理機構分が、194筆、総面積299,982.00㎡であることを報告します。 議長 事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定について意見を求めるものです。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、議案第174号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」につきまして採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。 議長 続きまして、議案第175号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第6 議案第175号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和7年5月9日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄
--	---

	今回の3条所有権移転の申請は、7件、16筆、面積7,361.86㎡です。 <82番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の畑です。 譲受人である員弁町西方の[]が、桑名市の[]が所有する議案書に記載の1筆、209㎡を売買により譲り受ける申請です。 <1番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の田畑です。 藤原町西野尻の[]が、藤原町西野尻の[]が所有する議案書に記載の2筆、3,447㎡を売買により譲り受ける申請です。 <2番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の田畑です。 譲受人である北勢町麻生田の[]が神奈川県川崎市の[]が所有する議案書に記載の6筆、2,000.86㎡を売買により譲り受ける申請です。 <3番案件>の申請地は、大安町石樽北及び石樽南地内の畑です。 譲受人である大安町石樽南の[]が、大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の4筆、860㎡を贈与により譲り受ける申請です。 <4番案件>の申請地は、北勢町麓村地内の畑です。 譲受人である三重郡菰野町の[]が北勢町飯倉の[]が所有する議案書に記載の1筆、210㎡を贈与により譲り受ける申請です。 <5番案件>の申請地は藤原町東禅寺地内の畑です。 譲受人である藤原町東禅寺の[]が藤原町東禅寺の[]が所有する議案書に記載の1筆、381㎡を売買により譲り受ける申請です。 <6番案件>の申請地は藤原町大貝戸地内の畑です。 譲受人である藤原町大貝戸の[]が富山県黒部市の[]が所有する議案書に記載の1筆、254㎡を売買により譲り受ける申請です。 以上所有権7件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 議長 事務局の説明は終わりました。
--	--

	何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 175 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。 (日程第 7) 議長 続きまして、議案第 176 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 177 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 (日程第 8) 事務局 事務局の説明を求めます。 日程第 7 議案第 176 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 5 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、9 件、15 筆で 8,075.48 m²です。 <1 番案件>の申請地は大安町丹生川久下地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。 転用計画としては、大安町平塚の[]が大安町丹生川久下の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、509 m²を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地のみであり、切土・盛土なしです。周囲にはフェンスを設置します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 <2 番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、東京都台東区の[]が北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の 2 筆、1,450 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。
--	---

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<3 番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の [] が北勢町新町の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、602 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<4 番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の [] が北勢町新町の [] が所有する議案書に記載の 4 筆、1,196.48 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<5 番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、東京都台東区の [] が四日市市の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、1,048 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<6 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、北勢町麻生田の [] が北勢町麻生田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、991 m²を共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成により、切土盛土工事を行います。造成により周囲より高くなる部分がありますが、北南東側及び西側の一部には、コンクリートブロックを配置し土砂の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水・生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、貯留槽にて一旦貯留し、流出抑制して既設の道路側溝へ放

流します。

<7 番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の田です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、藤原町大貝戸の [] が富山県黒部市の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、871 m²を資材置場用地へ転用したい旨の計画です。

以前から資材置場として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は整地のみであり、切土盛土なしです。周囲にはブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<8 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、員弁郡東員町の [] が北勢町阿下喜の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、716 m²を共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、最大 1.46m の盛土を行い、隣接する農地及び宅地との境界に L 型擁壁、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び雑排水は下水道本管に接続し、雨水は、申請地北側道路対側の側溝に放流します。

<9 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、員弁郡東員町の [] が愛知県名古屋市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、692 m²を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

以前から土地の一部を駐車場として利用しているため、始末書が提出されております。

土地造成は、隣接の駐車場と一体して駐車場に転用します。隣地の碎石を鋤取って申請地に入れます。法面は建設機械を使って締固めを行い、隣地農地に土砂が流出しないように対策をします。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第 8 議案第 177 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意

	見を求める。 令和 7 年 5 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、1 件、1 筆で、498 m²です。 <1 番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の田です。農地区分は、3 種農地です。 転用計画としては、四日市市の■■■■が員弁町笠田新田の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、498 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は盛土を行い、乗入れ以外の境界線沿いはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、汚水雑排水は合併浄化槽を通じ隣接水路へ放流します。雨水排水は、宅地内に集水枡を設置し一カ所にまとめて最終枡から隣接水路へ放流します。 以上 5 条所有権移転 9 件、使用貸借権設定 1 件の計 10 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、5 月 2 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 176 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」9 件、議案第 177 号「農地法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 176 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

(日程第 9) 議長 事務局	全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 177 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続きまして、議案第 178 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第 9 議案第 178 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 7 年 5 月 9 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は 5 件、7 筆、1,165 ㎡です。 <1 番案件>の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、畑です。 願出者は大安町丹生川久下の [REDACTED] で、平成 16 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <2 番案件>申請地は、藤原町長尾地内の台帳地目、畑です。 願出者は藤原町長尾の [REDACTED] で、昭和 55 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <3 番案件>申請地は、藤原町長尾地内の台帳地目、畑です。 願出者は藤原町長尾の [REDACTED] で、昭和 55 年及び平成 3 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <4 番案件>申請地は、北勢町下平地内の台帳地目、畑です。 願出者は愛知県江南市の [REDACTED] で、平成 2 年頃から公衆用道路に転用し、現在に至っております。 <5 番案件>申請地は、藤原町本郷地内の台帳地目、畑です。 願出者は千葉県千葉市の [REDACTED] で、平成 16 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

		以上 5 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 178 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願意どおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願意どおり証明することに決定しました。
5 その他	議長	議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局	次回は、6 月 3 日午前 9 時から現地調査、5 番議席藤田一房委員と 15 番議席伊藤治義委員は出席をお願いします。 次回委員会は、6 月 10 日です。場所は、行政棟 2 階庁議室となります。よろしくお願いします。
6 閉会の宣言	議長	それでは、これをもちまして第 30 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。
【午前 9 時 45 分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
